

J T S U - E 水地申第 1 7 号
2 0 2 3 年 2 月 1 5 日

東日本旅客鉄道株式会社
水戸支社長 小川 一路 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
水戸地方本部
執行委員長 黒澤 純一

J R 東日本会社の「ハラスメント行為」の撲滅と「障害者雇用制度のあり方」を糺し、「働きがい」と「生きがい」がもてる職場風土の構築を求める申し入れ

2 0 1 8 年 1 0 月以降、水戸支社設備部企画課において、身体にハンデを持つ社員に対して、一人の社員から人権侵害及び障害者差別の言動が日常的に行われました。その言動によって不眠・抑うつ症状が発症し、セカンドオピニオンにおいて適応障害と診断され長期的な病欠を余儀なくされました。

そして、2 0 2 2 年 8 月には「執務環境を変える」という事で異動通知が出されました。しかし、異動先である水戸土木技術センターはエレベーターのない建屋にあり、「執務環境を変える」ということのみが先行され、本人希望とかけ離れた異動であると共に身体にハンデをもった本人に対して何ら「配慮」をした異動とは到底思えません。さらに、その水戸土木技術センターでは長期病欠から復帰した直後にもかかわらず、事務業務の他に新たな業務を担わせ、復帰 2 ヶ月目には約 3 8 時間の時間外労働をやらざるを得ない状況となりました。この間、精神的な症状が改善の兆しをみせていたにもかかわらず、精神的にさらに追い詰められ、希死念慮を抱くようになり、止む無く「退職」の選択をしなければならない精神状態まで至ったという事実が明らかになりました。

この 2 0 1 8 年から発生した水戸支社設備部企画課での人権侵害及び障害者差別の言動について、同じ部署の上司及び社員からは全くといってフォローする状況でなかったこと。水戸土木技術センターにおいては、本人から「身体的なハンデと適応障害の関係上、長時間の時間外労働は出来ない」と「配慮」を申し出たにもかかわらず、「世間一般的に企業として障害者を受け入れて仕事を与えている。身体にハンデを持っているからといって超勤を制限するものではない」と発言され、さらに「ダイバーシティや SDGs、サステナビリティなどきれいごとを言っていたら会社は回らない」と一部管理者が発言しています。

この事象は「障害者雇用促進法」及び「障害者差別解消法」で定められた考え方とはかけ離れているという事は明らかです。具体的には「障害者雇用促進法」に基づき定められた「合理的配慮指針」には、当事者と「建設的な議論」と「合理的な配慮」の考え方が定められていますが、一方的に会社が行ってきたことを「配慮」とすることは、「合理的な配慮」とは言わず、「合理的配慮指針」に反していると言わざるを得ません。J R 東日本として「人間尊重企業」を謳ってきたにもかかわらず、会社自らがその方針を否定するものあり、「障害者雇用制度に対してのあり方」の根幹が崩壊していると危惧します。我々、輸送サービス労組としてこの状況は絶対に見過ごすことは出来ません。

よって、下記の通り申し入れますので、真摯な対応及び誠意ある回答を要請します。

記

1. 2018年10月以降に水戸支社設備部企画課で発生した人権侵害及び障害者差別の言動及び2022年8月以降水戸土木技術センターでの一部管理者の言動を調査し、会社の見解を明らかにすること。
2. 水戸支社設備部企画課及び水戸土木技術センターで発生した事象を労働災害として認めること。
3. 「障害者雇用制度のあり方」について、会社としての見解を明らかにすること。さらに、障害者雇用の社員が「働きがい」と「生きがい」がもてる職場風土を構築する具体的対策を講じること。

以 上